

○関東地方整備局告示第百五十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長 大西 亘

第1 起業者の名称 山梨県

第2 事業の種類 基幹農道整備事業東八中央東地区（山梨県笛吹市御坂町竹居字横堰地内から同市八代町竹居字山ノ神地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用排水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 山梨県笛吹市御坂町竹居字横堰、字大鼓畑、字伊勢原及び字伊勢前並びに八代町竹居字五反田、字三反田、字殿屋敷及び字山ノ神地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山梨県笛吹市御坂町下黒駒字荒神原地内から同市八代町竹居字山ノ神地内までの延長3,958mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間と

する「基幹農道整備事業東八中央東地区並びにこれに伴う市道及び農業用排水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「基幹農道整備事業東八中央東地区」（以下「本体事業」という。）は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する農業用道路の新設事業であり、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道及び農業用排水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第1号に掲げる道路法（昭和27年法律第180号）による道路及び同条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用の用水路及び排水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、土地改良法第87条により山梨県が策定した都道府県営土地改良事業計画による基幹農道整備事業であり、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業実施要領（昭和41年4月23日付41農地D第772号農林水産事務次官通知）第4の2の規定により、関東農政局長が山梨県を事業主体とする事業実施の採択を平成3年度に決定している。更に適切な交付金申請を毎年度実施するなど、必要な財源措置も講じられていることから、起業者である山梨県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

本体事業は、山梨県笛吹市御坂町下黒駒字荒神原地内を起点とし、同市八代町竹居字山ノ神地内を終点とする延長3,958mの基幹農道として計画された事業である。

山梨県笛吹市は、日本有数の果樹地帯となっており、特にぶどう、もも及びすももは、栽培面積、収穫量、出荷量の何れも全国第一位を誇っており、観光農園等も数多く存している。

しかしながら、笛吹市南側に位置する御坂山麓の周辺集落を含む当該果樹地帯（以下「受益地」という。）には東西に走る農道が無く、また、受益地内の既存の農道及び市道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める車道幅員5mに満たない狭小区間が9割を超えており、農作物の出荷の際などに、車同士のすれ違いが困難なことから輸送時間がかかるなど、走行性が著しく低くかつ危険な通行を余儀なくされている。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された2車線の基幹農道が整備され、効率的かつ安全な交通が確保され、走行時間の短縮等に伴う荷痛みの防止効果など、農業基盤の改善が図られる。また、観光農園等までのアクセス性向上により地域活性化の促進にも寄与する。加えて、交通の分散化により、受益地内交通の安全性向上が図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施

しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準を満足するとされている。

また、上記の環境影響調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、準絶滅危惧として掲載されているハチクマが確認されている。オオタカについては、営巣が確認されたが、起業地から離れていることなどから、サシバ及びハチクマについては、営巣は確認されていないことなどから、影響は小さいと予測されている。植物については、保護のため特別な措置を講ずべき種（以下「重要な種」という。）は確認されていない。加えて、本件事業による改変箇所及びその周辺で重要な種が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、山梨県教育委員会と協議を行い、既に発掘調査等が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、農産物の流通の合理化による受益地内の農業基盤の改善を主な目的として、道路構造令による第3種第4級の規格に基づく2車線の農業用道路を新設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、中央ルート案（以下「申請案」という。）のほか、申請案の北側ルート案及び南側ルート案の3案について検討が行われてい

る。

申請案と他の2案を比較すると、申請案は、取得必要面積は中位であるが、支障物件が最も少ないことから、土地利用に与える影響は最も少ないこと、施工性に優れ、事業費が最も廉価であること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び農業用排水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、受益地内の道路は幅員狭小区間等が相当あり、車両の円滑な通行に支障をきたしていることから、できるだけ早期に効率的かつ安全な交通を確保する必要があると認められる。

また、沿線である笛吹市長から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山梨県笛吹市役所